

群馬県適正化通信 NO. 51

点呼記録簿の記入について

最近の巡回指導において、点呼の記録はあるが点呼の実施時期や、記入方法に不備がある点呼記録簿が見受けられます。管理者や補助者の方については下記事項を参考にして、自社の点呼記録方法や、点呼の実施時期等の見直しをして下さい。又、日報やチャート紙（デジタコ記録）の記録と点呼記録簿の点呼を行った時間等を確認し、正確な記入の徹底をお願いします。

1. 点呼の実施時期について

(1) 乗務を開始しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対し、対面点呼を行う。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条。)

①乗務前点呼について、深夜・早朝時、既に車庫から乗務している運転者に対する電話点呼は、対面点呼の執行になりません。この場合、無点呼で乗務を開始していることから乗務途中での点呼となり乗務前点呼にも該当しません。あくまでも、乗務を開始する前に対面点呼を行って下さい。

又、乗務途中の運転者が休息期間を終了して、また乗務を開始する時には、乗務前点呼が必要になります。

②乗務後点呼については、営業所の車庫に帰って来て完全に乗務を終了した運転者に対して行うものか、出先での乗務を終えて、これから完全に休息期間に入る運転者に対して行う点呼を言います。荷主に到着した時点や、休憩に入る前の点呼は乗務後の点呼とはなりません。

③中間点呼については、乗務開始と乗務終了の点呼がいずれも対面で行うことができない電話点呼の場合は、乗務の途中で少なくとも1回電話により点呼を行うこととされています。

2. 点呼記録簿の記入について

(1) 同じ行において、乗務開始の点呼記録があれば、必ず、乗務後の点呼記録がなければなりません。

(2) 同じ行において、乗務前点呼、乗務後点呼のどちらかが対面点呼を行っている場合には、中間点呼の記録は必要ありません。

(3) 同じ行において、乗務前点呼、乗務後点呼がいずれも電話点呼の場合には、中間点呼の記録が必要です。

(4) 1泊2日以上での運行で、出先での乗務後点呼の記録を電話点呼で行った場合には、翌日の乗務前点呼は電話点呼の記録になります。又、車庫に帰って来て完全に乗務を終了した際の乗務後点呼を対面点呼で行った場合には、翌日の点呼が電話点呼となることはありません。

※ 休息期間とは拘束時間終了後、継続8時間以上の休息期間が必要です。

※ 裏面点呼記録簿の記入例を参照して下さい。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821